

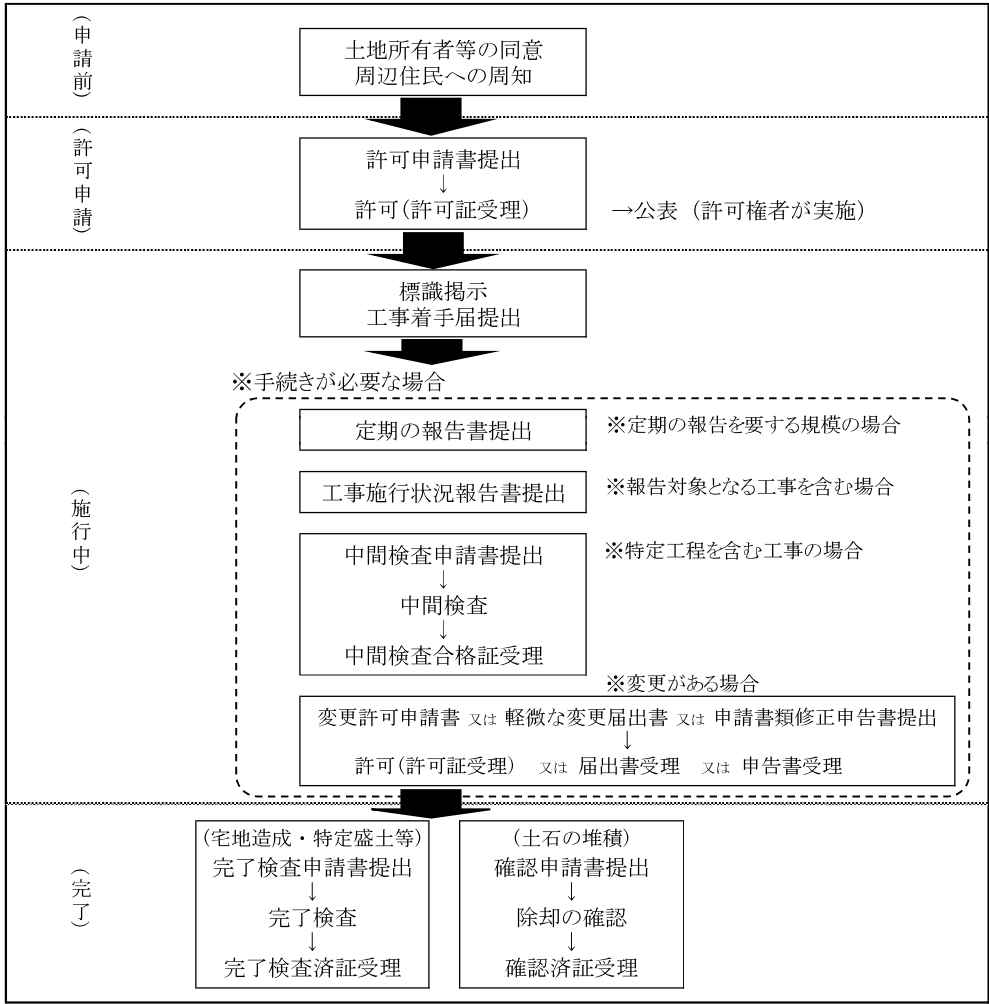
～目次～

第三編 諸手続要領編	1
1 許可申請等から工事完了までの流れ	1
2 設計図凡例	2
3 許可申請・許可規模未満の届出関係図書の作成	3
3.1 申請・届出図書の作成上の注意事項	3
3.2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請（協議）、許可規模未満の届出	4
3.3 土石の堆積に関する工事の許可申請（協議）、許可規模未満の届出	26
3.4 申請取り下げの届出	34
3.5 工事着手の届出	34
3.6 標識の掲示	34
3.7 変更許可申請（変更協議）	35
3.8 許可規模未満の変更の届出	35
3.9 工事の廃止の届出	35
3.10 軽微な変更の届出	36
3.11 工事の計画の変更にあたらぬ申請書類の修正	36
3.12 中間検査申請	36
3.13 定期の報告	37
3.14 一部完了検査	37
3.15 完了検査	38
3.16 完了確認	38
3.17 許可規模未満の完了届	38
3.18 その他の手続き（工事施行状況の報告）	39
3.19 許可を受けた工事における工事写真	40
3.20 許可申請書へ記載する面積の取扱い（届出書についても許可申請書に準じる）	44
4 その他の届出関係図書の作成	45
4.1 届出図書の作成上の注意事項	45
4.2 規制区域指定時点で工事中の場合の工事の届出	46
4.3 規制区域指定時点で工事中の場合の工事の変更の届出（3.8 と同じ）	48
4.4 規制区域指定時点で工事中の場合の工事の廃止の届出（3.9 と同じ）	48
4.5 規制区域指定時点で工事中の場合の工事の完了届（3.17 と同じ）	48
4.6 擁壁等に関する工事の届出・公共施設用地の転用の届出 図書一覧表	49
4.7 擁壁等に関する工事の変更の届出（3.8 と同じ）	49
4.8 擁壁等に関する工事の廃止の届出（3.9 と同じ）	49
4.9 擁壁等に関する工事の完了届（3.17 と同じ）	49
5 許可又は変更許可の規定に適合していることを証する書面の交付申請図書の作成	50
5.1 申請図書の作成上の注意事項	50
5.2 申請図書一覧表及び作成要領	50

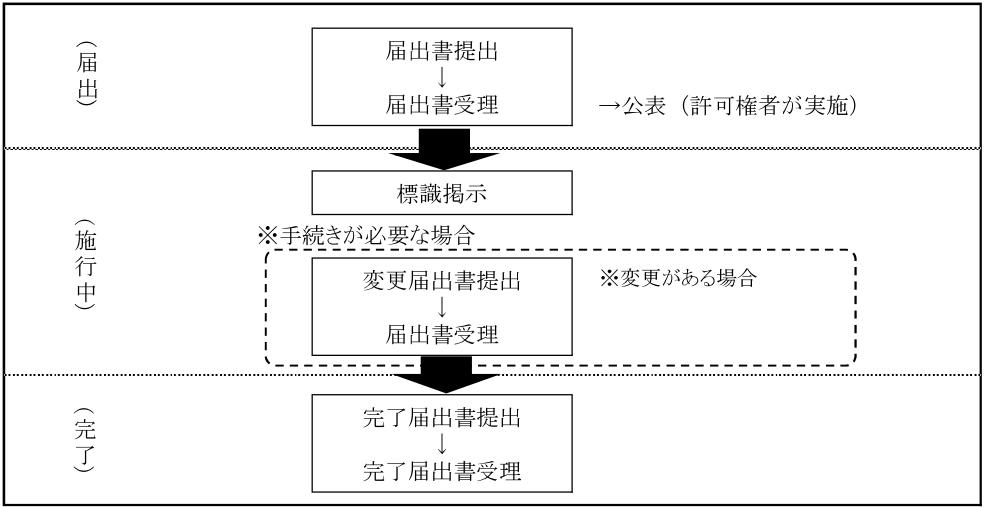
第三編 諸手続要領編

1 許可申請等から工事完了までの流れ

(1) 許可申請の場合



(2) 許可規模未満の届出の場合



2 設計図凡例

設計図の作成に当たって使用する凡例については、手続きの迅速化、合理化を図るため統一するものです。
原則として当設計図凡例によって作成してください。

名 称		記 号	
土 地 の 境 界 線		-----○-----	
工 区 境 界		↑ ↓ 第 1 工 区 第 2 工 区	
街 区 番 号		街区番号	
宅 地 番 号		計画高	
公 共 公 益 用 地		敷地面積	
造 成 計 画 高		予定建築物の用途	
敷 地 面 積		公共公益施設の名称	
B		計画高	
M		敷地面積	
位 置		TBM H=10.00	
高 さ			
道路番号及び巾員			
勾 配 延 長		i = 3.0% l = 30.00	
変 化 点			
管 番 号		雨水 1=L	
管 径		汚水 1=L	
勾 配			
管 延 長			
流 水 方 向			
雨 水 管 渠			
汚 水 管 渠			
合 流 管 渠			
既 設 管 渠			-----→
横 断 暗 渠			種 別 -----
暗 渠	円 形	○ 内 径	
	馬 蹄 形	◐ 巾×高さ	
	矩 形	◻ 巾×高さ	
	卵 形	▽ 呼 び 名	
開 渠	U形側溝及び寸法	U-○○ 	
	L形側溝及び寸法	L-○○ 	
	Lu形側溝及び寸法	LU-○○ 	
	グレーチング側溝	巾×高 	
	そ の 他 開 渠	▽ 巾×高さ 	

名 称	記 号
雨 水 角 形 人 孔	
汚 水 角 形 人 孔	
河 川	
法 面	
間知ブロック積擁壁	H 2.5
重 力 式 擁 壁	H・3.0
R C 擁 壁	H 3.0
給 水 管	φ
制 水 弁	
消 防 水 利 施 設	消防栓 防火水槽は実在 F の形にする ⓕ
階 段	
ガ ー ド レ ー ル	
ガ ー ド フ ェ ン ス	
落 石 防 護 柵	
車 止 め	可動式又は固定式
樹 木	
緩 衝 帯	

3 許可申請・許可規模未満の届出関係図書の作成

3.1 申請・届出図書の作成上の注意事項

- (1) 提出部数は、次のとおりです。
 - ① 県に提出する場合（市町村を経由）…市町村の窓口へ提出
許可申請、変更許可申請、許可規模未満の届出及び許可規模未満の変更の届出
…県用、市町村用、申請者用の3部
その他の申請、届出
…県用、市町村用の2部
 - ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市に提出する場合…市の窓口へ提出
許可申請、変更許可申請、許可規模未満の届出及び許可規模未満の変更の届出
…市用、申請者用の2部
その他の申請、届出
…市用の1部
- (2) 手数料は、県及び各市が定める方法により納付してください。
- (3) 申請・届出図書の作成要領については次ページ以降を参照してください。
- (4) 申請・届出図書の製本は、図書一覧表の番号順に整理し、その目録を作成し、申請書又は届出書の次に添付してください。
- (5) 申請・届出図書の大きさは、日本産業規格A4判（縦29.7cm×横21.0cm）としてください。ただし、設計図面は、A4判の大きさに折り込んで綴じ込むか、又は納袋してください。納袋する場合、中身の図面の目録を明示してください。
- (6) 設計図面は、「2 設計図凡例」により作成してください。
- (7) 設計図面は作成者（設計者）の資格及び氏名を記入したものを提出してください。
- (8) みなし許可・みなし届出に該当する場合は、「都市計画法に基づく開発許可申請の手引き」を参照してください。

申請書等様式ダウンロードサイト

岡山県建築指導課ホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/page/419758.html>

岡山市開発指導課ホームページ

https://www.city.okayama.jp/soshiki/12-1-3-0-0_2.html

倉敷市開発指導課ホームページ

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=6823>

玉野市都市計画課ホームページ

<https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/20/1489.html>

笠岡市都市計画課ホームページ

<https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/28/2052.html>

3.2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請（協議）、許可規模未満の届出

(1) 図書一覧表

番号	申請・届出図書	書類の要否	
		申請	届出
1 許可申請書等関係書類	(1) 許可申請書（国・県等の場合は協議書）	●	—
	届出書	—	●
	(2) 目録	○	○
	(3) 手続の要否の判定フロー	●	●
	(4) 委任状 ※	○	○
	(5) 設計者の資格に関する申告書 ※	●	—
	設計者の資格を証する書類		
	(6) 申請地及びその付近の写真	○	○
	(7) 工事主確認書類	○	○
	個人の場合：氏名及び住所を証する書類		
	法人の場合：登記事項証明書、役員の氏名及び住所を証する書類		
	(8) 資金計画書	●	—
	残高証明書、融資証明書 ※		
	(9) 工事主の資力及び信用に関する申告書	●	—
	個人の場合：納税証明書		
	法人の場合：許可等の写し、財務諸表、納税証明書		
	(10) 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書	●	—
	(11) 暴力団等に該当しない旨の誓約書	●	—
	(12) 工事施行者の能力に関する申告書	●	—
	法人の場合：登記事項証明書、建設業の許可通知書等の写し		
2 設計図書等関係書類	(13) 工事区域内の土地の地図証明書（公図の写し）	○	—
	(14) 宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の権利者の一覧表	●	—
	工事区域内の土地の登記事項証明書		
	(15) 宅地造成等行為施行等の同意書	●	—
	印鑑証明書		
	(16) 排水端末の接続許可を証する書類 ※	○	—
	(17) 周知状況報告書	●	—
	周知方法に応じた資料		
	(18) 工事工程表 ※	○	—
	(1) 位置図	○	○
	(2) 地形図	○	○
	(3) 丈量図	○	○
	(4) 土地の平面図	○	○
	(5) 土地の断面図	○	○
	(6) 排水施設の平面図 ※	○	○
	(7) 排水施設の構造図 ※	○	○
	(8) 崖の断面図 ※	○	○
	(9) 擁壁の断面図 ※	○	○
	(10) 擁壁の背面図 ※	○	○
	(11) 崖面崩壊防止施設の断面図 ※	○	○
	(12) 崖面崩壊防止施設の背面図 ※	○	○
	(13) 擁壁の構造計算書 ※	○	—
	(14) 土質試験その他の調査、試験に基づく地盤の安定計算書 ※	○	—
	(15) 排水の流量計算書及び流量計算表 ※	○	—
3 その他	その他知事（市長）が必要と認める書類 ※	○	○

(注1)

- 提出先（県又は市）の指定用紙を使用してください。
- 任意用紙を使用してください。
- ※ 作成要領を確認し、該当する場合は添付してください。また、その他の書類は、作成要領に記載のないもので添付を求められた書類についても添付してください。

(注2)

この一覧表を目録として利用する場合、申請書・届出書に添付する書類の番号を○印で囲んでください。

(注3)

国・県等による協議の場合は、1 許可申請書等関係書類の(7) (8) (9) (10) (11)の書類は不要です。

(2) 図書作成要領

番号	申請・届出図書	書類の 要否		根拠規定	明示すべき事項及び作成要領
		申請	届出		
1 許可申請書等関係書類	(1)	許可申請書 (国・県等の場合は協議書)	●	—	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、正本1部、副本2部(計3部) ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、正本1部、副本1部(計2部) - 申請等に係る土地の区域が2以上の市町村にわたる場合は、副本(市町村用)を市町村の数に応じて追加 - 協議書は提出先(県又は市)の指定用紙
		届出書	—	●	
	(2)	目録	○	○	- 図書一覧表を添付 - 添付する図書の番号を○印で囲む
	(3)	手続の可否の判定フロー	●	●	- 提出先(県又は市)の指定用紙 - 該当する「→」を朱書き
	(4)	委任状 ※	○	○	- 任意様式 - 申請の手続きを第三者に委任する場合は添付 - 受任者の氏名、行政書士登録番号、事務所名、事務所の登録番号、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等の連絡先を記入 - 建築を伴う場合、建築士による代理も可能
	(5)	設計者の資格に関する 申告書 ※	●	—	- 提出先(県又は市)の指定用紙 「高さが5mを超える擁壁の設置」又は「盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置」の場合は添付 - 設計者の資格に応じた土木又は建築の技術に関する実務経験(必要年数以上)を記入
		設計者の資格を証する書類			必要な書類は第一編 2.1.6 参照
	(6)	申請地及びその付近の 写真	○	○	- 申請時点の現況写真 - 各写真の撮影方向がわかる図書を添付
	(7)	工事主確認書類	○	○	氏名及び住所を証する書類(本人確認書類)は、住民票の写し、個人番号カード(表面のみ)、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)、在留カード又は特別永住者証明書のいずれか
		個人の場合：氏名及び住所を証する書類 法人の場合：登記事項証明書、役員の氏名及び住所を証する書類			
	(8)	資金計画書	●	—	定期の報告を要する規模の場合、自己資金については預金残高証明書、借入金については融資証明書(発行から3ヶ月以内のもの)を添付
		残高証明書、融資証明書 ※	○		
	(9)	工事主の資力及び信用に関する申告書	●	—	- 提出先(県又は市)の指定用紙 - 指定用紙の(注)欄を参照

番号	申請・届出図書		書類の 要否		根拠規定	明示すべき事項及び作成要領
			申請	届出		
		個人の場合：納税証明書 法人の場合：許可等の写し、財務諸表、納税証明書				
(10)		宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書	●	—	省令7条1項12号 省令63条1項2号	・ 提出先（県又は市）の指定用紙
(11)		暴力団等に該当しない旨の誓約書	●	—	省令7条1項12号 省令63条1項2号	・ 提出先（県又は市）の指定用紙
(12)		工事施行者の能力に関する申告書 法人の場合：登記事項証明書、建設業の許可通知書等の写し	●	—	省令7条1項12号 省令63条1項2号	- 提出先（県又は市）の指定用紙 - 指定用紙の（注）欄を参照 - 建設業の許可通知書等の写しは許可を有する場合のみ添付
(13)		工事区域内の土地の地図証明書（公図の写し）	○	—	省令7条1項12号 省令63条1項2号	- 工事をする土地の所在・地番・里道・水路等が表示された、法務局で交付される地図証明書（公図）に土地（申請書5欄の土地に該当）の境界を朱書き、道を茶書き及び水路を青書きで着色 - 法務局で取得した地図証明書（公図）の原本以外を使用する場合は、謄写した法務局（（一財）民事法務協会が提供する「登記情報提供サービス」から取得した地図を使用する場合は、その旨）、謄写（又は取得）年月日、作成者の氏名を明示 - 申請の市町村受付日より3ヶ月以内のものを添付
(14)		宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の権利者の一覧表	●	—	省令7条1項10号 省令63条1項1号	- 提出先（県又は市）の指定用紙 - 指定用紙の（注）欄を参照
		工事区域内の土地の登記事項証明書				・ 申請の市町村受付日より3ヶ月以内のものを添付
(15)		宅地造成等行為施行等の同意書	●	—	省令7条1項10号 省令63条1項1号	- 提出先（県又は市）の指定用紙 - 指定用紙の（注）欄を参照 - 同意書の印は実印
		印鑑証明書				
(16)		排水端末の接続許可を証する書類 ※	○	—	省令7条1項12号 省令63条1項2号	・ 排水端末の接続許可を証する書類として、一次放流先の同意が必要
(17)		周知状況報告書	○	—	省令7条1項11号 省令63条1項1号	- 提出先（県又は市）の指定様式 - 周知方法に応じた資料は指定様式の留意事項を参照
		周知方法に応じた資料				
(18)		工事工程表 ※	○	—	省令7条1項12号 省令63条1項2号	- 定期の報告を要する規模の場合は添付 - 提出先（県又は市）の参考様式 - 定期の報告の時期を明示 - 中間検査を要する場合、予定時期を明示 - 工事工程表の添付が不要な規模の場合は、申請書に工程の概要（例：準備工→土工→擁壁工→排水工→片付工）を記載

番号		申請・届出図書	書類の 要否		根拠規定	明示すべき事項及び作成要領
			申請	届出		
2 設計図書等関係書類	(1)	位置図 (S=1/10,000 以上)	○	○	省令7条1項1号 省令63条1項1号 省令58条1項1号	・ 明示事項 ・ 方位、道路及び目標となる地物 ・ 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の別 ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 土地の区域内において排水される雨水、汚水の流末河川への経路
	(2)	地形図 (S=1/2,500 以上)	○	○		・ 2mの標高差を示す等高線の記入のある地図に次の事項を明示 ・ 方位 ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 排水の一次放流先水路
	(3)	丈量図 (S=1/2,500 以上)	○	○	省令7条1項12号 省令63条1項2号 省令58条1項2号	・ 明示事項 ・ 方位 ・ 土地の全面積（申請書5欄に該当する面積） ・ 盛土又は切土をする土地の部分（盛土は淡緑色、切土は淡黄色で着色表示） ・ 盛土又は切土をする土地の面積（申請書10欄口に該当する面積） ・ 各面積は現地調査に基づき三斜等により算出し、少数以下2位まで表示
	(4)	土地の平面図 (S=1/2,500 以上)	○	○	省令7条1項1号 省令63条1項1号 省令58条1項1号	・ 明示事項 ・ 方位 ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 盛土又は切土をする土地の部分（盛土は淡緑色、切土は淡黄色で着色表示） ・ 崖、擁壁及び崖面崩壊防止施設の位置（既存擁壁等がある場合は、その位置を含む） ・ 排水施設の位置 ・ 地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 ・ 土地の区域内の道路（建築基準法による位置指定道路の場合はその旨も明示）、公園緑地その他公共用の空地、公益的施設及び宅地の計画高 ・ 工区界（工区分けを行う場合） ・ 縦横断面線の位置 ・ ベンチマークの位置と高さ ・ 凡例（構造物種別で着色表示） ・ 現況線を細線で表示 ・ 断面図を作成した箇所に断面図と照合できる記号を記載 ・ 植栽、芝張りを行う必要がない場合は、その旨を記載 ・ 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を記載

番号	申請・届出図書	書類の 要否		根拠規定	明示すべき事項及び作成要領
		申請	届出		
(5)	土地の断面図 (S=1/2, 500 以上)	○	○	省令7条1項1号 省令63条1項1号 省令58条1項1号	・ 明示事項 ・ 盛土又は切土をする前後の地盤面（現況線を細線、計画線を太線で表示） ・ 測点（測点間隔 30m以内） ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 基準線 ・ 計画地盤高 ・ 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設及び道路の位置、形状及び規模 ・ その他工作物の位置、形状及び規模 ・ 土羽の位置、形状及び規模 ・ 現地盤面の段切の位置及び形状 ・ 区域外の地形も含んだ断面図を作成 ・ 特に周囲の人家等の防災上重要な場所、高低差の著しい箇所について作成
(6)	排水施設の平面図 ※ (S=1/500 以上)	○	○	省令7条1項1号 省令63条1項1号 省令58条1項1号	・ 排水施設がある場合に添付 ・ 明示事項 ・ 方位 ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配 ・ 水の流れの方向（排水施設・地盤面） ・ 吐口の位置 ・ 放流先河川、水路の名称 ・ 土地の区域内の道路、公園緑地その他公共用の空地、公益的施設及び宅地の計画高 ・ 凡例（構造物種別で着色表示）
(7)	排水施設の構造図 ※ (S=1/50 以上)	○	○	省令7条1項12号 省令63条1項2号 省令58条1項2号	・ 排水施設がある場合に添付 ・ 明示事項 ・ 開渠、暗渠、会所、落差工、吐口等の構造詳細図 ・ 放流先河川、水路の名称、断面及び水位（低水位、高水位）、吐口の高さ ・ 幹線排水路縦断面図
(8)	崖の断面図 ※ (S=1/50 以上)	○	○	省令7条1項1号 省令63条1項1号 省令58条1項1号	・ 崖がある場合に添付 ・ 明示事項 ・ 崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） ・ 盛土又は切土をする前の地盤面（細線で表示） ・ 崖面保護の方法 ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 現地盤面 ・ 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない

番号	申請・届出図書	書類の 要否		根拠規定	明示すべき事項及び作成要領
		申請	届出		
(9)	擁壁の断面図 ※ (S=1/50 以上)	○	○	省令7条1項1号 省令63条1項1号 省令58条1項1号	・ 義務設置擁壁又は高さが2mを超える任意設置擁壁がある場合に添付 ・ 明示事項 ・ 擁壁の寸法及び勾配 ・ 擁壁の材料の種類及び寸法 ・ 裏込めコンクリートの寸法 ・ 透水層の位置及び寸法 ・ 擁壁を設置する前後の地盤面（現況線を細線、計画線を太線で表示） ・ 基礎地盤の土質 ・ 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 ・ 施工目地及び伸縮目地の位置 ・ 隅角補強の寸法及び構造 ・ 土地の境界線（朱書き）
(10)	擁壁の背面図 ※ (S=1/50 以上)	○	○	省令7条1項1号 省令63条1項1号 省令58条1項1号	・ 義務設置擁壁又は高さが2mを超える任意設置擁壁がある場合に添付 ・ 明示事項 ・ 擁壁の高さ ・ 水抜穴の位置、材料及び内径 ・ 透水層の位置及び寸法
(11)	崖面崩壊防止施設の断面図 ※ (S=1/50 以上)	○	○	省令7条1項1号 省令63条1項1号 省令58条1項1号	・ 崖面崩壊防止施設がある場合に添付 ・ 明示事項 ・ 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・ 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・ 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面（現況線を細線、計画線を太線で表示） ・ 基礎地盤の土質 ・ 透水層の位置及び寸法
(12)	崖面崩壊防止施設の背面図 ※ (S=1/50 以上)	○	○	省令7条1項1号 省令63条1項1号 省令58条1項1号	・ 崖面崩壊防止施設がある場合に添付 ・ 明示事項 ・ 崖面崩壊防止施設の寸法 ・ 水抜穴の位置、材料及び内径 ・ 透水層の位置及び寸法 ・ 水抜穴及び透水層に係る事項は必要に応じて記載
(13)	擁壁の構造計算書 ※	○	—	省令7条1項2号 省令63条1項1号	・ 義務設置擁壁又は高さが2mを超える任意設置擁壁で、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁がある場合は添付 ・ 擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載
(14)	土質試験その他の調査、試験に基づく地盤の安定計算書 ※	○	—	省令7条1項3号、4号 省令63条1項1号	・ 渓流等で15m超の盛土をする場合に盛土のり面の安定計算書及び盛土全体の安定計算書を添付 ・ 崖面を擁壁で覆わない場合に盛土のり面の安定計算書を添付
(15)	排水の流量計算書及び流量計算表 ※	○	—	省令7条1項12号 省令63条1項2号	・ 排水施設がある場合に添付 ・ 排水施設の平面図と照合できる符号を記入 ・ 数値は流量計算表により整理

番号	申請・届出図書	書類の 要否		根拠規定	明示すべき事項及び作成要領
		申請	届出		
3 その他	その他知事（市長）が必要と認める書類 ※	○	○	省令7条1項12号 省令63条1項2号 省令58条1項2号	添付を求める場合がある書類の例 ・ 軟弱地盤の判定及び対策の検討書等 (軟弱地盤に該当する懸念がある場合など) ・ 地滑り抑止ぐい等の検討書等 (盛土において地表水等の浸透による崩壊等を防止するため必要な場合、切土をした後の地盤に滑りやすい土層がある場合など) ・ 盛土のり面の安定計算書 (のり高が特に大きい場合、溪流等における盛土など) ・ 盛土全体の安定計算書 (大規模盛土造成地に該当する場合など) ・ 土量計算書 (溪流等における盛土で盛土高さが15m 超となる場合など) ・ 切土のり面の検討資料 (のり高が特に大きい場合など) ・ 大臣認定擁壁に関する書類 (大臣認定擁壁を使用する場合) ・ 崖面崩壊防止施設の構造計算書 (崖面崩壊防止施設を設置する場合) ・ のり面緑化工の検討資料 (のり面緑化工を設置する場合で必要と認める場合) ・ 構造物によるのり面保護工の検討資料 (構造物によるのり面保護工を設置する場合) ・ 地下水排除工の流量計算等 (流域等が大規模な場合) ・ 排水施設の縦断図 (排水施設の高さの確認が必要な場合など) ・ 治水対策(防災調整池等)の検討書等 (治水対策の必要がある場合(原則として申請する土地の面積が1ha 以上)) ・ 防災計画平面図及び工事施工中の防災措置に関する計画等 (工事施行中の防災措置を行う場合等) ・ その他現地状況等に応じ必要と認める書類等

(3)許可申請書等様式（記入例）

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法
許可を申請します。

第 12 条 第 1 項
第 30 条 第 1 項

の規定により、

※ 手数料欄

正本に、手数料（納付済証（シールラベル））を貼付

〇〇 年 〇 月 〇 日

岡山県知事（〇〇市長） 殿

申請者 氏名 〇〇 〇〇

1	工事主住所氏名 （法人役員住所氏名）	〇〇県〇〇市〇〇丁〇〇 株式会社〇〇 〇〇 〇〇 （ 〇〇県〇〇市〇〇丁〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 ）
2	設計者住所氏名	△△県△△市△△丁△△ 株式会社△△ △△ △△
3	工事施行者住所氏名	◇◇県◇◇市◇◇丁◇◇ 株式会社◇◇ ◇◇ ◇◇
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	□□県□□市□□丁□□番1、□□番2の一部 （緯度： 〇〇 度 〇〇 分 〇.〇 秒、 経度： 〇〇 度 〇〇 分 〇.〇 秒）
5	土地の面積	1,234.00 平方メートル
6	工事着手前の土地利用状況	農地
7	工事完了後の土地利用	宅地（住宅建築あり）①
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無
10	イ 盛土又は切土の高さ	1.40 メートル
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	手数料額対象面積 1,234.00 平方メートル
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土 1,400.0 立方メートル
		切土 10.0 立方メートル
	ニ 擁壁	番号 構造 高さ 延長 メートル メートル
		別紙1のとおり
		義務設置擁壁又は高さが2mを超える任意設置擁壁を記載
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号 種類 高さ 延長 メートル メートル
		該当なし
	ヘ 排水施設	番号 種類 内法寸法 延長
		1 U字側溝 30センチメートル 160 メートル
		2 集水溝 30センチメートル 3 箇所
		3 雨水溝 30センチメートル 3 箇所

（土地の面積）
申請許可に関連ある土地の総面積であって、
盛土、切土を行わない道路、法面等を含む

（申請者）
工事主が申請者となる
法人であるときは、氏名は、当該法人の名
称及び代表者の氏名を記入

（工事主）
法人であるときは、法人の
住所氏名のほか、カッコ内
に当該法人役員（代表者）
の住所、氏名を記入

（設計者）
資格を有する者の登録証によ
らなければならない工事を
含むときは、氏名の横の欄
に〇印

（工事施行者）
未定の場合は、許可後の手
続き、工事の着手届出書で
確認

（所在地及び地番）
申請書5欄の土地の所在地
及び地番を記入
土地の地番の一部を含む場
合は「〇〇番地の〇（一
部）」と記載
（代表地点の緯度経度）
小数点以下第一位まで記入

（工事着手前の土地利用状
況）
宅地、農地等又は公共施設
用地のうち該当するものを
記入
（工事完了後の土地利用）
工事完了後は、建築物等の
建築の有無等の具体的な内
容も記入
※次ページの区分番号を併
記すること

（盛土のタイプ）
該当する盛土のタイプに〇
印
①平地盛土：勾配1/10以下
の平坦地において行われ
る盛土で③に該当しない
盛土
②腹付け盛土：勾配1/10超
の傾斜地盛土において行
われる盛土で③に該当し
ない盛土
③谷埋め盛土：谷や沢を埋
め立てて行う盛土

（土地の地形）
溪流等への該当の有無のい
ずれかに〇印
・溪流等とは、溪流勾配10
度以上の一連の谷地形で
あり、その底部の中心線
からの距離が25m以内の
範囲

ト	崖面の保護の方法	コンクリート造の擁壁で保護					
チ	崖面以外の地表面の保護の方法	崖とは反対方向に排水勾配を設定					
リ	工事中の危害防止のための措置	・工事区域内にバリケードを設置 ・工事車両についてガードマン配置					
ヌ	その他の措置	なし					
ル	工事着手予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日					
ヲ	工事完了予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日					
ワ	工程の概要	別紙2のとおり					
11	その他の必要な事項	〇〇法〇条の許可を取得済み					
※	受付欄	※	決裁欄	※	許可に当たって付した条件	※	許可番号欄
	年 月 日						年 月 日
	第 号						第 号
	係員氏名						係員氏名
[注意]							
1 ※印のある欄は記入しないでください。							
2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。							
3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。							
4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。							
5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。							
6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。							
7 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。							
8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。							
9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。							

〈予定年月日〉
日付を記入するか、許可の日から〇ヵ月以内を記入

〈工程の概要〉
定期の報告を要する規模の場合、工程表を添付
その他の場合、工程の概要（例：準備工→上工→擁壁工→排水工→片付工）を記載

〈その他の必要な事項〉
宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入

7欄〈工事完了後の土地利用〉に係る区分番号

区分

① 建築物（住家）
② 建築物（工業・事業用地）
③ 太陽光発電設備
④ レジャー施設（建築物を伴わない）
⑤ 資材等置き場
⑥ 駐車場・駐輪場
⑦ 農地（田畑）・採草放牧地
⑧ 農業用施設（畜舎、温室、用排水路等）
⑨ 残土処分場
⑩ その他（上記に含まれないもの）

※分類の判断に迷った場合は、「⑩その他」としてください。

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

科目		金額	(単位 千円)
収入	自己資金	〇,〇〇〇	〔自己資金〕 工事主の金融機関からの 預金残高証明書を添付
	借入金	〇,〇〇〇	〔借入金〕 金融機関等の融資証明書を添付
	〇〇〇	〇,〇〇〇	
	処分収入	〇,〇〇〇	〔処分収入〕 宅地分譲等開発完了後の 土地売却、分譲料などを 記入
	〇〇〇	〇,〇〇〇	
	補助負担金	〇,〇〇〇	
	〇〇〇	〇,〇〇〇	
	〇〇〇	〇,〇〇〇	
	計	〇〇〇,〇〇〇	〔用地費〕 土地を購入して開発を行 う場合に記入
支出	用地費	〇,〇〇〇	
	工事費	〇,〇〇〇	
	整地工事費	〇,〇〇〇	〔収入と支出〕 自己資金と借入金の合計収 入が 用地費・工事費・付帯工事 費・事務費の合計支出を上 回っていることが必要
	道路工事費	〇,〇〇〇	
	排水施設工事費	〇,〇〇〇	
	防災施設工事費	〇,〇〇〇	
	〇〇〇	〇,〇〇〇	
	附帯工事費	〇,〇〇〇	〔附帯工事費〕 仮設工事費、道路復旧費 等、工事に関連して必要 な費用について記入
	事務費	〇,〇〇〇	〔事務費〕 宅地造成又は特定盛土等 に関する工事に係る事務 費を記入
	借入金利息	〇,〇〇〇	
	〇〇〇	〇,〇〇〇	
	計	〇〇〇,〇〇〇	

2 年度別資金計画書

年度ごとの支出、収入を記載するため、2年度以上にまたがる場合は、各年度で記入する

(単位 千円)

「1 収支計画」と整合させる

科目		年度	△△年度	◇◇年度	□□年度	計
支出	事業費		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	用地費		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	工事費		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	附帯工事費		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	事務費		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	借入金利息		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	借入償還金		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	計		〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
収入	自己資金		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	借入金		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	処分収入		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	補助負担金		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	計		〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
	借入金の借入先		◎◎◎◎	◎◎◎◎	◎◎◎◎	

《事業費》
・用地費
・工事費
・附帯工事費
・事務費
・借入金利息
等の合計を記入

《借入金の借入先》
借入する場合、融資証明
の金額欄を記入

注 計画する工事が定期の報告を要する規模の場合、自己資金については預金残高証明書、借入金については融資証明書（発行から3か月以内のもの）を添付して下さい。

様式第14号(規則第4条関係)

宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書

私（法人の場合は、役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- 1 私（法人の場合は、役員を含む。）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 法その他の法律又は法その他の法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 法に基づく許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）
 - (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 2 1の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

岡 山 県 知 事（〇〇市長） 様

申請者

住所 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇

氏名 〇〇〇 〇〇〇

（法人・組合にあつては、名称及び代表者氏名）

様式第15号(規則第4条関係)

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（法人の場合は、役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

1 私（法人の場合は、役員を含む。役職・氏名等は次表のとおり。）は次の（1）から（3）のいずれにも該当しません。

役職	フリガナ 氏名	性別	生年月日	住所
△△△	△△△ △△△	△△	△年△月△日	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇〇
□□□	△△△ △△△	□□	□年□月□日	□□県□市□丁目□番□

※法人の場合は、役員の役職・氏名等についても記載すること。

- （1） 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- （2） 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- （3） 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

岡 山 県 知 事（〇〇市長） 様

申請者

住所 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇〇

氏名 〇〇〇 〇〇〇

（法人・組合にあつては、名称及び代表者氏名）

様式第13号（規則第4条関係）

工事施行者の能力に関する申告書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

岡山県知事（〇〇市長） 殿

申請者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇

氏名又は名称 〇〇〇 〇〇〇
（電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）（第12条第2項第3号）
（第30条第2項第3号）の規定による

工事施行者の能力について、次のとおり申告します。

1	工事施行者の住所、氏名 又 は 名 称	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇				
2	設 立 年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	3	資 本 金	〇,〇〇〇 千円	
4	建設業法（昭和24年法律 第100号）による 建 設 業 の 許 可	許可 〇〇年 〇〇月 〇〇日	国土交通大臣 知 事		第 〇〇〇〇 号	
5	建設業法第26条による 主任技術者、住所、氏名	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇 〇〇〇 〇〇〇				
6	従 業 員 数	事 務	技 術	労 務	計	
		〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇〇人	
7	前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税 〇,〇〇〇 千円				
8	主たる取引金融機関	〇〇〇〇				
9	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、その他	
技術者 略 歴	△△△△	△△△ △△△	△△	△年	△△△△	
	□□□□	□□□ □□□	□□	□年	□□□, □□□□□	
	◇◇◇◇	◇◇◇ ◇◇◇	◇◇	◇年	◇◇◇◇◇◇	
10	注文主の氏名又は名称	元請 下請	の別	工事施行場所	面 積 (㎡)	許 認 可 年 月 日
宅地造成等 工事施行 経 歴	〇〇〇〇〇〇	〇〇		〇〇〇〇	〇〇	〇〇年〇月〇日

(注) 1 「4」欄の建設業許可を有している場合は、「国土交通大臣」又は「知事」には該当する方を○で囲み、許可通知書（写し）を添付してください。
2 「10」欄は、宅地造成等工事に類似した工事も記入してください。
3 工事施行者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書を添付してください。

許可申請年月日以前の日
付とすること

（工事施行者の住所、氏
名又は名称）
法人であるときは、当該
法人の住所、名称及び代
表者の氏名を記入

許可通知書等の写しを添付する

（宅地造成等工事施工経歴）
宅地造成等工事に類似したものも記入する
（工事経歴書を添付した場合は「別添工事経歴書のと
おり」
該当がない場合は「該当なし」と記入

（（注）1、2）
これらに該当する書類を
添付すること

兼式第4号（省令第7条関係）

設計者の資格に関する申告書

許可申請年月日以前の日付とする

〇〇年 〇〇月 〇〇日

岡山県知事（〇〇市長） 殿

設計者 住所 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇-〇
氏名 〇〇 〇〇
（生年月日 〇年 〇月 〇日生）
勤務先 住所 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇 株式会社〇〇
氏名又は
名 称 〇〇〇 〇〇〇
（電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
（第13条第2項
第31条第2項）の規定による設計者の
資格について、次のとおり申告します。

当てはまるものに○をする

1	資格該当条文	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 （昭和37年政令第16号）第22条				
2	資格に関する 最終学歴	学 校 名	〇〇大学		所 在 地	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇
		学部名，専攻学科	〇〇学部〇〇学科		修業年月	〇年 〇月 卒業 中退
3	資 格 免 許 等	名 称	一級建築士		技術士	
		登録番号等	第 〇〇〇〇		保有している建築士法等による資格や免許を記入し、資格証の写しを添付	
		取得年月日	〇年 〇月 〇日		〇年 〇月 〇日	年 月 日
4	実 務 経 歴	勤務先の名称	所在地	実 務 内 容	在 職 期 間	期間合計
					年 月～ 年 月 （年月数）	
		〇〇〇	〇〇県〇〇市〇 〇丁目〇〇番〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇年 〇月～ 〇年 〇月 （〇年〇月）	◎年 ◎月
		□□□	□□県□□市□ □丁目□□番□	□□□□□□	□年 □月～ □年 □月 （□年□月）	
		△△△	△△県△△市△ △丁目△△番△	△△△△△△	△年 △月～ △年 △月 （△年△月）	
◇◇◇	◇◇県◇◇市◇ ◇丁目◇◇番◇	◇◇◇◇◇◇	◇年 ◇月～ ◇年 ◇月 （◇年◇月）			

当てはまる方に○をする

（注） 1 この申告書は、「高さが5メートルを超える擁壁の設置」又は「盛土又は切土をする土地の面積が1,500平方メートルを超える土地における排水施設の設置」の場合に必要です。
2 「1」欄は、該当するものを○で囲んでください。
3 「3」欄は、建築士法（昭和25年法律第202号）、技術士法（昭和58年法律第25号）による資格等について記入してください。
4 実務内容欄は、土木又は建築の技術に関する実務経験を記入してください。

（添付図書）
「2」及び「3」欄に記入した内容を証する書類

様式第5号（省令第7条関係）

宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の権利者の一覧表

[illegible]

《地目》
登記事項証明書の表題部
の地目を記入

《面積》
登記事項証明書の地積を
記入

《摘要》
同一物件に権利者が2人以上ある場合はその旨を記入

《権利者の氏名》
登記事項証明書の甲区及
乙区にある全ての権利
の権利者を記入
共通持分のある場合は、
その持分を（ ）書きで
記入

《権利の種類》
土地の所有権、地上権、
質権、賃借権、借用賃借
による権利その他の使用
及び収益を目的とする権
利を記入

- (注) 1 土地の登記事項証明書添付してください。
- 2 「権利の種類」欄には、土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を記入して下さい。
- 3 同一物件に権利者が2人以上ある場合は、「摘要」欄にその旨を記入してください。

様式第6号（省令第7条関係）

権利者ごとに作成する

宅地造成等行為施行等の同意書

同意年月日

〇〇年 〇〇月 〇〇日

許可申請者と同一

工事主 住 所 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇-〇
氏名又は名称 〇〇 〇〇 殿

印は実印を押印し、印鑑証明書を添付する
法人の場合は代表印を押印し、印鑑証明書、代表者事項証明書を添付する
（代表者事項証明書の代わりに代表者である旨の記載がある法人登記事項証明書でも可）

権利者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇

氏名又は名称 〇〇〇 〇〇〇

印

（電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

私が権利を有する次の物件についてあなたが宅地造成等行為又は宅地造成等行為に関する
工事を施行することに同意します。

所在・地番	地目	面積（㎡）	権利の種別	摘 要	一覧表との 対照番号
△県△市△丁目△番△	△△	△,△△△	△△	△△	1
□□県□市□丁目□-□	□□	□,□□□	□□	□□	2
記入方法は「宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域外の権利者の一覧表」に同一					

共通部分のある場合は、
その特分を（ ）書きで
記入

- （注） 1 同意者の印鑑登録証明書（法人にあっては、法人の代表者の資格及び印鑑の証明書）を添付してください。
- 2 「権利の種別」欄には、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を記入して下さい。

様式第7号（省令第7条関係）

周知状況報告書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

岡山県知事 殿

工事主 住所 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇
氏名 〇〇 〇〇

許可申請者と同一

〔法人にあっては、その事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第11条又は第29条の規定に
基づき実施した、周辺地域住民への工事内容の周知について、次のとおり報告します。

記

土地の所在地及び地番			
周知を行う自治会等			
周知の範囲	☐ ①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲 ・上記範囲の中にその全部又は一部が含まれる自治会等の範囲	
	☒ 腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離5h以内の範囲 ・上記範囲の中にその全部又は一部が含まれる自治会等の範囲	
	☐ ①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15mを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、住民への周知を行う範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	・下流の溪床勾配が2度以上の範囲 ・上記範囲の中にその全部又は一部が含まれる自治会等の範囲	
周知の方法	☒ 説明会の開催	説 明 日 時	〇年〇月〇日（〇）〇時〇分から〇時〇分まで
		開 催 場 所	〇〇〇〇〇〇
		参 加 者 数	〇〇人
		住 民 からの 意 見 等	〇〇〇〇〇〇〇〇・・・
	☐ 書面の配布	配 布 日	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）
		配 布 戸 数	戸
	☐ 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧	掲 示 期 間	年 月 日（ ）から 許可日まで
		掲 示 場 所	
公 開 期 間		年 月 日（ ）から 許可日まで	
公 開 U R L			

《周知の範囲》
該当する周知範囲の方に
チェックを入れる

《周知の方法》
該当する周知方法にチェ
ックを入れ、それぞれ必
要事項を記入

※裏面の留意事項をご確認ください。

【留意事項】

- ・ 周知の範囲欄は、該当する周知範囲にチェックを入れてください。
- ・ 周知の方法欄は、該当する周知方法にチェックを入れ、必要事項を記入してください。
- ・ 周知の方法別に、次の資料を添付してください。

《説明会開催の場合》

- ・ 開催の周知を行った範囲が分かる位置図等
- ・ 開催案内及び説明会に用いた資料

《書面配布の場合》

- ・ 書面配布をした範囲が分かる位置図等
- ・ 配布した資料

《工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧の場合》

- ・ 掲示した場所が分かる位置図
- ・ 掲示状況の写真
- ・ インターネット閲覧ページの写し（URL等）

参考様式

工 事 工 程 表

工 事 名	(仮称)口市◇丁目地内宅地造成工事												工事主		
	種 類	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月	工事施行者 株式会社□□建設 □□ □□	備 考
準 備 工															
仮設工事															
土 工 事															
擁壁工事															
排水工事															
法面工事															
崖面崩壊防止 工事															
舗装工事															
防災工事															
附帯工事															
後片付け															
検査等			定期報告 ○	中間検査 ○	定期報告 ○					定期報告 ○			完了検査 ○		

3.3 土石の堆積に関する工事の許可申請（協議）、許可規模未満の届出

(1) 図書一覧表

番号	申請・届出図書	書類の要否	
		申請	届出
1 許可申請書等関係書類	(1) 許可申請書（国・県等の場合は協議書）	●	—
	届出書	—	●
	(2) 目録	○	○
	(3) 手続の要否の判定フロー	●	●
	(4) 委任状 ※	○	○
	(5) 申請地及びその付近の写真	○	○
	(6) 工事主確認書類	○	○
	個人の場合：氏名及び住所を証する書類		
	法人の場合：登記事項証明書、役員の氏名及び住所を証する書類		
	(7) 資金計画書	●	—
	残高証明書、融資証明書 ※	○	—
	(8) 工事主の資力及び信用に関する申告書	●	—
	個人の場合：納税証明書		
	法人の場合：許可等の写し、財務諸表、納税証明書		
	(9) 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書	●	—
	(10) 暴力団等に該当しない旨の誓約書	●	—
	(11) 工事施行者の能力に関する申告書	●	—
	法人の場合：登記事項証明書、建設業の許可通知書等の写し		
	(12) 工事区域内の土地の地図証明書（公図の写し）	○	—
	(13) 宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の権利者の一覧表	●	—
	工事区域内の土地の登記事項証明書		
	(14) 宅地造成等行為施行等の同意書	●	—
	印鑑証明書		
	(15) 周知状況報告書	●	—
	周知方法に応じた資料		
	(16) 工事工程表 ※	○	—
2 設計図書等関係書類	(1) 位置図	○	○
	(2) 地形図	○	○
	(3) 丈量図	○	○
	(4) 土地の平面図	○	○
	(5) 土地の断面図	○	○
	(6) 土石の崩壊防止措置の設計書等 ※	○	—
	構台等の設計書		
	周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画		
	堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画		
	(7) 土砂流出防止措置の設計書等 ※	○	—
	鋼矢板の設計書		
	土石の浸透防止措置に関する計画		
	土石の傾斜部の安定化に関する計画		
3 その他	その他知事（市長）が必要と認める書類 ※	○	○

(注1)

● 提出先（県又は市）の指定用紙を使用してください。

○ 任意用紙を使用してください。

※ 作成要領を確認し、該当する場合は添付してください。また、その他の書類は、作成要領に記載のないもので添付を求められた書類についても添付してください。

(注2)

この一覧表を目録として利用する場合、申請書・届出書に添付する書類の番号を○印で囲んでください。

(注3)

国・県等による場合は、1 許可申請書等関係書類の(6) (7) (8) (9) (10) の書類は不要です。

(2) 図書作成要領

番号	申請・届出図書	書類の要否		根拠規定	明示すべき事項及び作成要領
		申請	届出		
1 許可申請書等関係書類	(1)	許可申請書（国・県等の場合は協議書）	●	—	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、正本1部、副本2部（計3部） ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、正本1部、副本1部（計2部） - 申請等に係る土地の区域が2以上の市町村にわたる場合は、副本（市町村用）を市町村の数に応じて追加 - 協議書は提出先（県又は市）の指定用紙
		届出書	—	●	- 申請等に係る土地の区域が2以上の市町村にわたる場合は、副本（市町村用）を市町村の数に応じて追加 - 協議書は提出先（県又は市）の指定用紙
	(2)	目録	○	○	- 図書一覧表を添付 - 添付する図書の番号を○印で囲む
	(3)	手続の要否の判定フロー	●	●	- 提出先（県又は市）の指定用紙 - 該当する「→」を朱書き
	(4)	委任状 ※	○	○	- 任意様式 - 申請の手続きを第三者に委任する場合は添付 - 受任者の氏名、行政書士登録番号、事務所名、事務所の登録番号、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等の連絡先を記入
	(5)	申請地及びその付近の写真	○	○	- 申請時点の現況写真 - 各写真の撮影方向がわかる図書を添付
	(6)	工事主確認書類	○	○	氏名及び住所を証する書類（本人確認書類）は、住民票の写し、個人番号カード（表面のみ）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、在留カード又は特別永住者証明書のいずれか
		個人の場合：氏名及び住所を証する書類 法人の場合：登記事項証明書、役員の氏名及び住所を証する書類			
	(7)	資金計画書	●	—	定期の報告を要する規模の場合、自己資金については預金残高証明書、借入金については融資証明書（発行から3ヶ月以内のもの）を添付
		残高証明書、融資証明書 ※	○		
	(8)	工事主の資力及び信用に関する申告書	●	—	- 提出先（県又は市）の指定用紙 - 指定用紙の（注）欄を参照
		個人の場合：納税証明書 法人の場合：許可等の写し、財務諸表、納税証明書			
	(9)	宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書	●	—	提出先（県又は市）の指定用紙
	(10)	暴力団等に該当しない旨の誓約書	●	—	提出先（県又は市）の指定用紙

番号		申請・届出図書	書類の要否		根拠規定	明示すべき事項及び作成要領
			申請	届出		
	(11)	工事施行者の能力に関する申告書 法人の場合：登記事項証明書、建設業の許可通知書等の写し	●	—	省令7条2項10号 省令63条2項2号	- 提出先（県又は市）の指定用紙 - 指定用紙の（注）欄を参照 - 建設業の許可通知書等の写しは許可を有する場合のみ添付
	(12)	工事区域内の土地の地図証明書（公図の写し）	○	—	省令7条2項10号 省令63条2項2号	- 工事をする土地の所在・地番・里道・水路等が表示された、法務局で交付される地図証明書（公図）に土地（申請書5欄の土地に該当）の境界を朱書き、道を茶書き及び水路を青書きで着色 - 法務局で取得した地図証明書（公図）の原本以外を使用する場合は、謄写した法務局（（一財）民事法務協会が提供する「登記情報提供サービス」から取得した地図を使用する場合は、その旨）、謄写（又は取得）年月日、作成者の氏名を明示 - 申請の市町村受付日より3ヶ月以内のものを添付
	(13)	宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の権利者の一覧表	●	—	省令7条2項8号 省令63条2項1号	- 提出先（県又は市）の指定用紙 - 指定用紙の（注）欄を参照
		工事区域内の土地の登記事項証明書				申請の市町村受付日より3ヶ月以内のものを添付
	(14)	宅地造成等行為施行等の同意書	●	—	省令7条2項8号 省令63条2項1号	- 提出先（県又は市）の指定用紙 - 指定用紙の（注）欄を参照 - 同意書の印は実印
		印鑑証明書				
	(15)	周知状況報告書	●	—	省令7条2項9号 省令63条2項1号	- 提出先（県又は市）の指定様式 - 周知方法に応じた資料は指定様式の留意事項を参照
		周知方法に応じた資料				
	(16)	工事工程表 ※	○	—	省令7条2項10号 省令63条2項2号	- 定期の報告を要する規模の場合は添付 - 提出先（県又は市）の参考様式 - 定期の報告の時期を明示 - 工事工程表の添付が不要な規模の場合は、申請書に工程の概要（例：準備工→土工→排水工→片付工）を記載

番号		申請・届出図書	書類の 要否		根拠規定	明示すべき事項及び作成要領
			申請	届出		
2 設計図書等関係書類	(1)	位置図 (S=1/10,000 以上)	○	○	省令7条2項1号 省令63条2項1号 省令58条2項1号	・ 明示事項 ・ 方位、道路及び目標となる地物 ・ 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の別 ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 土地の区域内において排水される雨水、汚水の流末河川への経路
	(2)	地形図 (S=1/2,500 以上)	○	○		・ 2mの標高差を示す等高線の記入のある地図に次の事項を明示 ・ 方位 ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 排水の一次放流先水路
	(3)	丈量図 (S=1/2,500 以上)	○	○	省令7条2項10号 省令63条2項2号 省令58条2項2号	・ 明示事項 ・ 方位 ・ 土地の全面積（申請書5欄に該当する面積） ・ 土石の堆積を行う土地の部分（最大堆積土量の範囲を淡緑色で着色表示） ・ 土石の堆積を行う土地の面積（申請書7欄口に該当する面積） ・ 各面積は現地調査に基づき三斜等により算出し、少数以下2位まで表示
	(4)	土地の平面図 (S=1/500 以上)	○	○	省令7条2項1号 省令63条2項1号 省令58条2項1号	・ 明示事項 ・ 方位 ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 土石の堆積を行う土地の部分（最大堆積土量の範囲を淡緑色で着色表示） ・ 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 空地の位置及び寸法 ・ 柵その他これに類するものを設置する位置 ・ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 縦横断面線の位置 ・ ベンチマークの位置と高さ ・ 凡例（構造物種別で着色表示） ・ 現況線を細線で表示 ・ 断面図を作成した箇所に断面図と照合できる記号を記載 ・ 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を記載

番号		申請・届出図書	書類の 要否		根拠規定	明示すべき事項及び作成要領
			申請	届出		
3	(5)	土地の断面図 (S=1/500 以上)	○	○	省令7条2項1号 省令63条2項1号 省令58条2項1号	・ 明示事項 ・ 土石の堆積を行う土地の地盤面 ・ 測点（測点間隔 30m以内） ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 基準線 ・ 計画堆積高さ ・ 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 空地の位置及び寸法 ・ 柵その他これに類するものを設置する位置 ・ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 区域外の地形も含んだ断面図を作成 ・ 特に周囲の人家等の防災上重要な場所、最大堆積高さとなる箇所について作成
	(6)	土石の崩壊防止措置の設計書等 ※ 構台等の設計書 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画 堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画	○	—	省令7条2項2号 省令63条2項1号	・ 堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合は添付
	(7)	土砂流出防止措置の設計書等 ※ 鋼矢板の設計書 土石の浸透防止措置に関する計画（防水シート等） 土石の傾斜部の安定化に関する計画（緩勾配等）	○	—	省令7条2項3号 省令63条2項1号	・ 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合は添付
3 その他		その他知事（市長）が必要と認める書類 ※	○	○	省令7条2項10号 省令63条2項2号 省令58条2項2号	添付を求める場合がある書類の例 ・ 土石の堆積量計算書 等

(3)許可申請書様式（記入例）

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法		第12条第1項 第30条第1項		の規定により、		※ 手数料欄	
許可を申請します。						正本に、手数料（納付済証（シールラベル））を貼付	
〇〇 年 〇 月 〇 日 岡山県知事（〇〇市長） 殿						申請者 氏名 〇〇 〇〇	
1 工事主住所氏名 （法人役員住所氏名）		〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇 株式会社〇〇 （ 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 ）				〇〇 〇〇	
2 設計者住所氏名		△△県△△市△△丁目△△ 株式会社△△ △△ △△				△△ △△	
3 工事施行者住所氏名		◇◇県◇◇市◇◇丁目◇◇ 株式会社◇◇ ◇◇ ◇◇				◇◇ ◇◇	
4 土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）		□□県□□市□□丁目□□番1、□□番2の一部 （緯度：◎◎度◎◎分◎.◎秒、経度：◎◎度◎◎分◎.◎秒）				◎◎ ◎◎	
5 土地の面積		8,000.00 平方メートル				8,000.00	
6 工事の目的		ストックヤード①				①	
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	4.00 メートル				4.00	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	4,000.00 平方メートル				4,000.00	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	6,000.0 立方メートル				6,000.0	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	1/20				1/20	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置						
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	土地の平面図と対照できるようにすること					
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅				
		1	5.00 メートル				
		2	4.00 メートル				
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置	素掘り側溝・浸透枡					
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置							
ヌ 工事中の危害防止のための措置	・敷地境界に仮囲い（安全鋼板）を設置 ・土石の受け入れ時に土質基準等を確認						
ル その他の措置							
ヲ 工事着手予定年月日	許可の日から1ヵ月以内						
ワ 工事完了予定年月日	許可の日から5年						
カ 工程の概要	仮囲い・排水措置完了後、土石を堆積						
8 その他必要な事項							
※ 受付欄		※ 決裁欄		※ 許可に当たって付した条件		※ 許可番号欄	
年 月 日						年 月 日	
第 号		受付欄・決裁欄・許可条件欄・許可番号欄は記入しない（県等で記入）				第 号	
係員氏名						係員氏名	

6欄「工事の目的」に係る区分番号

区分

① スtockヤード
② 処理済み廃棄物
③ 土石が製品になる工場
④ 工事に付随する土石の堆積
⑤ その他（上記に含まれないもの）

※分類の判断に迷った場合は、「⑤その他」としてください。

（申請者）
（工事主）
（工事施行者）
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書と同様

（代表地点の緯度経度）
小数点以下第一位まで記入
（所在地及び地番）
申請書5欄の土地の所在地及び地番を記入
土地の地番の一部を含む場合は「〇〇番地の〇（一部）」と記載

（土地の面積）
許可申請に関連ある土地の総面積であって、土石の堆積を行わない道路、法面等を含む

（工事の目的）
工事の目的とあわせて、下記の区分番号を併記すること

鋼矢板等を設置するときは、番号、種類、高さ及び延長を記入
それ以外の措置を講じるときは、措置の内容を記入

（予定年月日）
日付を記入するか、許可の日から〇ヵ月以内を記入
※完了予定年月日は最長で許可の日から5年

（工程の概要）
定期的報告を要する規模の場合、工程表を添付
その他の場合、工程の概要を記載

（その他の必要な事項）
土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

科目		(単位 千円)		
金額				
収入	自己資金	〇,〇〇〇	▲	《自己資金》 工事主の金融機関からの 預金残高証明書を添付
	借入金	〇,〇〇〇	▲	《借入金》 金融機関等の融資証明書を 添付
	〇〇〇	〇,〇〇〇		
	処分収入	〇,〇〇〇		
	〇〇〇	〇,〇〇〇		
	補助負担金	〇,〇〇〇		《収入合計》 収入合計は支出合計を上 回っていることが必要
	〇〇〇	〇,〇〇〇		
	計	〇〇〇,〇〇〇	▲	《用地費》 土地を購入する場合に記 入
支出	用地費	〇,〇〇〇	▲	
	工事費	〇,〇〇〇	▲	《工事費》 ・整地工事費 ・防災施設工事費 ・撤去工事費 等の合計を記入
	整地工事費	〇,〇〇〇		
	防災施設工事費	〇,〇〇〇		
	撤去工事費	〇,〇〇〇		《併置工事費》 仮設工事費、道路復旧費 等、工事に関連して必要 な費用について記入
	〇〇〇	〇,〇〇〇		
	附帯工事費	〇,〇〇〇	▲	
	事務費	〇,〇〇〇	▲	《事務費》 土石の堆積に関する工事 に係る事務費を記入
	借入金利息	〇,〇〇〇		
	計	〇〇〇,〇〇〇	▲	《支出合計》 支出合計が収入合計より 下回っていることが必要

2 年度別資金計画書

年度ごとの支出、収入を記載するため、2年度以上にまたがる場合は、各年度で記入する

(単位 千円)

「1 収支計画」と整合させる

年度		△△年度	◇◇年度		□□年度	計
科目						
支出	事業費	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	用地費	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	工事費	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	附帯工事費	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	事務費	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	借入金利息	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	借入償還金	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	計	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇		〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
収入	自己資金	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	借入金	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	処分収入	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	補助負担金	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
計	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇		〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
借入金の借入先		◎◎◎◎◎	◎◎◎◎◎		◎◎◎◎◎	

事業費
・用地費
・工事費
・附帯工事費
・事務費
・借入金利息
等の合計を記入

借入金の借入先
借入する場合、融資証明
の金額欄を記入

注 計画する工事が定期の報告を要する規模の場合、自己資金については預金残高証明書、借入金については融資証明書（発行から3か月以内のもの）を添付して下さい。

3.4 申請取り下げの届出

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事・土石の堆積に関する工事 届出書共通〉

番号	届出図書	根拠規定	作成要領
1	取り下げ届出書	—	・ 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部

3.5 工事着手の届出

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事・土石の堆積に関する工事 届出書共通〉

番号	届出図書	根拠規定	作成要領
1	工事着手届出書	県・市規則	・ 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部
2	標識設置状況写真	県・市規則	・ 任意様式 ・ 全景及び近景（標識の文字が読める程度）

3.6 標識の掲示

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事〉

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上

70センチメートル以上

50センチメートル以上

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出				済標識
1	工事主の住所氏名			見取図
2	許可番号	第 号		
3	許可又は届出年月日	年 月 日		
4	工事施行者の氏名			
5	現場管理者の氏名			
6	盛土又は切土の高さ	メートル		
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
8	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
		切土	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日		
10	工事完了予定年月日	年 月 日		
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先			

〔注意〕

1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

〈土石の堆積に関する工事〉

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

90センチメートル以上

70センチメートル以上

50センチメートル以上

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
1	工事主の住所氏名		見取図
2	許可番号	第 号	
3	許可又は届出年月日	年 月 日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

〔注意〕

1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

3.7 変更許可申請（変更協議）

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事・土石の堆積に関する工事 申請書別〉

番号	申請図書	根拠規定	作成要領
1	変更許可申請書 (国・県等の場合は変更協議書)	省令37条 省令67条 様式第七 様式第八	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、正本1部、副本2部（計3部） ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、正本1部、副本1部（計2部） - 工事の別に応じた申請書又は協議書を利用
2	工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類	省令37条 省令67条	変更箇所及び変更内容を明示
3	内容を変更する事項の新旧を対照した書類	県・市規則	変更事項について、変更前後の対照を明示

3.8 許可規模未満の変更の届出

〈特定盛土等に関する工事・土石の堆積に関する工事 届出書別〉

番号	届出図書	根拠規定	作成要領
1	変更届出書	省令61条 様式第三十一 様式第三十二	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、正本1部、副本2部（計3部） ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、正本1部、副本1部（計2部） - 工事の別に応じた届出書を利用
2	届出から内容を変更する書類	省令61条	変更箇所及び変更内容を明示
3	内容を変更する事項の新旧を対照した書類	県・市規則	変更事項について、変更前後の対照を明示

3.9 工事の廃止の届出

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事〉

番号	届出図書	根拠規定	作成要領
1	工事廃止届出書	県・市規則	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部 - 提出先（県又は市）の指定用紙
2	届出の時点における土地及びその付近の状況を明らかにする写真	県・市規則	- 届出時点の現況写真 - 各写真の撮影方向がわかる図書を添付
3	防災措置の資料（図面等）	県・市規則	
4	その他知事（市長）が必要と認める書類	県・市規則	

3.10 軽微な変更の届出

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事・土石の堆積に関する工事 共通〉

番号	届出図書	根拠規定	作成要領
1	軽微な変更届出書	法16条2項 法35条2項 県・市規則	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部 - 提出先（県又は市）の指定用紙
※	承継原因を証する書類		一般承継の場合は添付

3.11 工事の計画の変更にあたらぬ申請書類の修正

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事・土石の堆積に関する工事 共通〉

番号	届出図書	根拠規定	作成要領
1	申請書類修正申告書	県・市規則	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部 - 提出先（県又は市）の指定用紙 - 変更許可申請又は軽微な変更の届出に該当しないもので、提出済の申請書類に影響がある変更が生じた場合、完了検査申請又は確認申請までに提出（該当の有無や提出時期については提出先へ事前に確認すること）
2	申請から内容を修正する書類	県・市規則	修正箇所及び修正内容を明示

3.12 中間検査申請

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事〉

番号	申請図書	根拠規定	作成要領
1	中間検査申請書	省令46条 省令76条 様式第十三	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部
2	検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図	省令46条 省令76条	特定工程に係る工事の施行時期が2以上に分かれるときは今回の検査の対象とそれ以外の区分を明示
3	検査対象の写真	県・市規則	- 任意様式 - 各写真の撮影方向がわかる図書を添付 - 添付する写真は「3.19 許可を受けた工事における工事写真」を参照
4	その他知事（市長）が必要と認める書類	県・市規則	
※	都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可を受けたことを証する書面の写し	県・市規則	みなし許可の場合は添付

3.13 定期の報告

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事・土石の堆積に関する工事 報告書別〉

番号	報告図書	根拠規定	作成要領
1	定期の報告書	省令48条 省令78条 県・市規則	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部 - 提出先（県又は市）の指定用紙 - 工事の別に応じた報告書を利用
2	報告の時点における盛土又は切土をしている（土石の堆積を行っている）土地及びその付近の状況を明らかにする写真	省令48条 省令78条	- 任意様式 - 各写真の撮影方向がわかる図書を添付
3	工事施行状況の写真等 （宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合に添付）	県・市規則	- 任意様式 - 添付する写真は「3.19 許可を受けた工事における工事写真」を参照
4	その他知事（市長）が必要と認める書類	県・市規則	
※	都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可を受けたことを証する書面の写し	県・市規則	みなし許可の場合は添付

3.14 一部完了検査

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事〉

番号	申請図書	根拠規定	作成要領
1	一部完了検査申請書	県・市規則	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部 - 提出先（県又は市）の指定用紙
2	完了部分を明示した平面図	県・市規則	工区の別及び一部完了検査対象部分（朱書き）を明示
3	工事施行状況の写真等	県・市規則	- 任意様式 - 添付する写真は「3.19 許可を受けた工事における工事写真」を参照
4	工事の完了時点における工事を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真	県・市規則	- 任意様式 - 添付する写真は「3.19 許可を受けた工事における工事写真」を参照

3.15 完了検査

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事〉

番号	申請図書	根拠規定	作成要領
1	完了検査申請書	省令40条 省令70条 様式第九	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部
2	工事の完了時点における工事を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真	県・市規則	- 任意様式 - 添付する写真の例は「3.19 許可を受けた工事における工事写真」を参照
3	工事施行状況の写真等	県・市規則	- 任意様式 - 添付する写真は「3.19 許可を受けた工事における工事写真」を参照 - 工事の出来形管理や品質管理（コンクリート強度、基礎杭の支持力、盛土の締固め度、基礎地盤の地耐力、盛土材料の土質試験、グラウンドアンカー工のアンカー試験等）など、施工管理に関する資料を必要に応じ添付

3.16 完了確認

〈土石の堆積に関する工事〉

番号	申請図書	根拠規定	作成要領
1	確認申請書	省令43条 省令73条 様式第十一	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部
2	工事の完了時点における工事を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真	県・市規則	- 任意様式 - 工事完了時点の現況写真 - 各写真の撮影方向が分かる図書を添付

3.17 許可規模未満の完了届

番号	届出図書	根拠規定	作成要領
1	完了届出書	県・市規則	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部 - 提出先（県又は市）指定用紙
2	工事の完了時点における工事を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真	県・市規則	- 任意様式 - 工事完了時点の現況写真 - 各写真の撮影方向が分かる図書を添付

3.18 その他の手続き（工事施行状況の報告）

〈3mを超える擁壁、主要工作物等の施行状況〉

番号	届出図書	根拠規定	作成要領
1	工事施行状況報告書	県・市規則	・ 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部 ・ 提出先（県又は市）指定用紙
2	工事施行状況の写真等	県・市規則	・ 任意様式 ・ 報告時点の現況写真 ・ 申請時の位置が分かる図書を添付 ・ 添付する写真は「3.19 許可を受けた工事における工事写真」を参照

〈一時的な土石の堆積の施行状況〉

番号	届出図書	根拠規定	作成要領
1	工事施行状況報告書	県・市規則	・ 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部 ・ 提出先（県又は市）指定用紙
2	工事施行状況の写真等	県・市規則	・ 任意様式 ・ 工作物の設置状況写真 ・ 申請時の位置が分かる図書を添付 ・ 添付する写真は「3.19 許可を受けた工事における工事写真」を参照

3.19 許可を受けた工事における工事写真

許可を受けた工事において、完了検査申請書等に添付する工事写真は、「表 3.19.1 工事写真の撮影時期」ごとに撮影してください。

「表 3.19.2～表 3.19.4」の撮影箇所については、各確認項目が確認できる程度の写真を撮影し、擁壁等の構造物ごとに取りまとめて提出してください。

「表 3.19.2～表 3.19.4」に記載のない部分についても、必要に応じて写真の提出を求める場合があるため、写真の提出を求められた部分については、寸法・形状、位置等が分かる写真を提出してください。

提出された写真は、中間検査・完了検査・定期報告の際の資料とします。

表 3.19.1 工事写真の撮影時期

撮影時期			撮影内容	撮影箇所
工事着手前			工事着手前の現況	全景及び原地盤等の状況(※)
工事施工中	宅地造成又は特定盛土等	1	擁壁等(法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。第三号において同じ。)の基礎の床掘り及び型枠の組立が完了したとき。	寸法、形状及び位置 表 3.19.3 工事施工中の撮影箇所(県規則 20 条 1 項該当号:1)
		2	鉄筋コンクリート造の擁壁その他の構造物の配筋が完了したとき。	寸法及び位置 表 3.19.3 工事施工中の撮影箇所(県規則 20 条 1 項該当号:2)
		3	擁壁等の高さが、計画高の二分の一の工程に達したとき。	壁体の厚さ又は組積材裏込栗石の厚さ及び擁壁の背面に透水層を設けた場合は、透水層の厚さ 表 3.19.3 工事施工中の撮影箇所(県規則 20 条 1 項該当号:3)
		4	排水施設のうち、地下に埋没する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了し、土砂の埋め戻し直前となったとき。	形状及び位置 表 3.19.3 工事施工中の撮影箇所(県規則 20 条 1 項該当号:4) ※中間検査対象は下記
		5	その他施工段階で工事完了後外部から確認できなくなる箇所。	寸法、形状、位置等 表 3.19.2 中間検査時の撮影箇所 表 3.19.3 工事施工中の撮影箇所(県規則 20 条 1 項該当号:5)
	土石の堆積	1	堆積した土石の崩壊を防止するための措置(鋼板等の設置)が完了したとき。	寸法、形状及び位置 表 3.19.3 工事施工中の撮影箇所(県規則 20 条 3 項該当号:1)
		2	土石の堆積に伴う土砂の流出を防止する措置(鋼矢板等の設置)が完了したとき。	寸法、形状及び位置 表 3.19.3 工事施工中の撮影箇所(県規則 20 条 3 項該当号:2)
	工事完了時			工事完了時の状況

(※) 工事着手前における原地盤等の状況の写真は、軟弱地盤、傾斜地盤、山地・森林の場合が有する複雑性・脆弱性が懸念される地盤がある場合は、その状況を撮影し、溪流・集水地形等において、流水、湧水及び地下水の流入、遮断が懸念される場合は、その状況及び周辺地盤の状況を撮影してください。

表 3.19.2 中間検査時の撮影箇所

撮影対象	政令	確認項目(政令の技術基準該当箇所)	写真提出時期
地下水の排水施設の状況	16条2項	盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設を設置しているか 当該地盤面に設置する排水施設は、16条1項1号～3号(2号の※を除く)のいずれにも該当するものとなっているか	中間検査申請時
	16条1項1号	排水施設は、堅固で耐久性を有する構造のものとなっているか	
	16条1項2号	排水施設は、陶器・コンクリート・れんが等の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものとなっているか ※ 崖崩れ・土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管等の雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる	
	16条1項3号	排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、排除すべき地下水を支障なく流下させることができるものとなっているか	

表 3.19.3 工事施工中の撮影箇所

撮影対象		確認項目(政令の技術基準該当箇所)		細則20条 該当号	定期報告 提出対象	写真提出時期
宅地造成又は特定盛土等	地盤の状況	政令				
		7条1項1号イ	おおむね30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとにローラー等を用いて締め固めているか	1項5号	—	完了検査 申請時
		7条1項1号ロ	盛土の内部に浸透した地表水・地下水を速やかに排除することができるよう、砂利等を用いて透水層を設けているか	1項5号	—	
		7条1項1号ハ	必要に応じて地滑り抑止ぐい・グラウンドアンカー等の設置等の措置を講じているか	1項5号	—	
		7条1項2号	著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切り等の措置を講じているか	1項5号	—	
		7条2項3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換え等の措置を講じているか	1項5号	—	
	練積擁壁の厚さの状況	10条1項1号	練積み造の擁壁の構造は、勾配・高さ・下端部分の厚さが、崖の土質に応じ政令別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが40cm以上(擁壁の設置される地盤の土質が、政令別表第四上欄の第一種・第二種に該当しない場合は70cm以上)となっているか	1項3号	○	定期報告対象 →定期報告時 定期報告対象外 →完了検査 申請時
	練積擁壁の控え長さ、背面の状況	10条1項2号	石材等の組積材は、控え長さを30cm以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に稜石・砂利・砂利混じり砂で有効に裏込めしているか	1項3号	○	
	練積擁壁前面の根入れ深さの状況	10条1項4号	擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の高さの15%(最低35cm)(擁壁の設置される地盤の土質が政令別表 第四上欄の第一種又は第二種に該当しない場合は、擁壁の高さの20%(最低45cm))となっているか	1項1号	○	
	基礎の状況	11条	建基法政令38条(基礎)の規定を準用しているか	1項1号	○	
		11条	建基法政令73条(鉄筋の継手・定着)の規定を準用しているか	1項2号	○	
		11条	建基法政令79条(鉄筋のかぶり厚さ)の規定を準用しているか	1項2号	○	
	擁壁裏面の状況	12条	擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3㎡以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5cm以上の陶管等の耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺等の必要な場所には、砂利等の資材を用いて透水層を設けているか	1項3号	○	
	崖面崩壊防止施設の裏面の状況	14条1項2号イ	崖面崩壊防止施設は、14-1-1の事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造となっているか	1項5号	○	
		14条1項2号ハ	崖面崩壊防止施設は、その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造となっているか	1項5号	○	
	中間検査対象以外の地下埋設管の状況	16条1項	盛土・切土をする場合において、地表水等により崖崩れ・土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設を設置しているか	1項4号	○	
		16条1項1号	排水施設は、堅固で耐久性を有する構造のものとなっているか	1項4号	○	
		16条1項2号	排水施設は、陶器・コンクリート・れんが等の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものとなっているか ※ 崖崩れ・土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管等の雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる	1項4号	○	
		16条1項3号	排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものとなっているか	1項4号	○	
土石の堆積	鋼板等の状況	19条1項1号	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合、土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る)を有する堅固な構造物を設置する措置等の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置となっているか	3項1号	—	設置後 速やかに
	鋼矢板等の状況	19条2項	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置として、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等を設置しているか ※ 以下の措置を講じた場合を除く ・堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置	3項2号	—	

表 3.19.4 工事完了時の撮影箇所

撮影対象	政令	確認項目(政令の技術基準該当箇所)	写真提出時期
地盤面の状況	7条1項1号	盛土・切土 [※] をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、その崖の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配を付しているか ※ 政令3条4号・5号の場合を除く	完了検査 申請時
擁壁の状況	8条1項1号	盛土・切土 ^{※1} をした土地の部分に生ずる崖面 ^{※2} は擁壁で覆われているか ※1 政令3条4号・5号の場合を除く ※2 以下の場合を除く ・切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質毎の勾配が一定以下の場合(盛防マニ VI・1表参照) (注) 崖の途中で角度が変化する場合は、崖の連続性(政令8条2項)に注意 ・土質試験等の調査・試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面 ・政令14条1号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面	
	8条1項2号	前号の擁壁は、以下のものとなっているか ・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造 ・練積み造(間知石練積み造/S40建設省告示1485号のブロック擁壁) ・政令17条に基づく大臣認定擁壁 →上記の擁壁を設置する場合、以下の確認が必要(S40建設省告示1485号のブロック擁壁・政令17条に基づく大臣認定擁壁を除く) ・政令9条(鉄筋コンクリート造・無筋コンクリート造の場合のみ) ・政令10条(練積み造の場合のみ) ・政令11条・政令12条 →上記以外の擁壁で高さ2mを超えるものについては、政令13条に基づき、建基法政令142条(同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く)に適合しているか	
擁壁表面の水抜穴の状況	12条	擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3㎡以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5cm以上の陶管等の耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺等の必要な場所には、砂利等の資材を用いて透水層を設けているか	
練積み擁壁の勾配・高さの状況	10条1項1号	練積み造の擁壁の構造は、勾配・高さ・下端部分の厚さが、崖の土質に応じ政令別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが40cm以上(擁壁の設置される地盤の土質が、政令別表第四上欄の第一種・第二種に該当しない場合は70cm以上)となっているか	
練積み擁壁の控え壁等の状況	10条1項3号	崖の状況等によりはらみ出し等の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等の必要な措置を講じているか	
崖面崩壊防止施設の状況	14条1項1号	盛土・切土 [※] をした土地の部分に生ずる崖面に政令8条1項1号の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土・切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入、当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、擁壁に代えて崖面崩壊防止施設を設置しているか	
擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面以外の崖面の保護の状況	15条1項	盛土・切土をした土地の部分に生ずる崖面 [※] について、風化等の侵食から保護されるよう、石張り・芝張り・モルタルの吹付け等の措置を講じているか ※ 擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く	
その他の地表面の保護の状況	15条2項	崖面ではない盛土・切土をした後の土地の地表面 [※] について、当該地表面が雨水等の地表水による侵食から保護されるよう、植栽・芝張り・板柵工等の措置を講じているか ※ 以下の場合を除く	
		・崖の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配を付した土地の地表面(政令7条2項1号)	
		・道路の路面の部分等、当該措置の必要がないことが明らかな地表面	
		・特定盛土等で農地等における植物の生育が確保される部分の地表面(政令18条)	
地表水の排水施設の状況	16条1項	盛土・切土をする場合において、地表水等により崖崩れ・土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設を設置しているか	
	16条1項1号	排水施設は、堅固で耐久性を有する構造のものとなっているか	
	16条1項2号	排水施設は、陶器・コンクリート・れんが等の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものとなっているか ※ 崖崩れ・土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管等の雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする	
		ことができる	
	16条1項3号	排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものとなっているか	
	16条1項4号	専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の以下の箇所に、ます・マンホールが設けられているか ・管渠の始まる箇所 ・排水の流路の方向・勾配が著しく変化する箇所(管渠の清掃上支障がない箇所を除く) ・管渠の内径・内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの清掃上適当な箇所	
		16条1項5号	ます・マンホールに、蓋が設けられているか
		16条1項6号	ますの底に、深さが15cm以上の泥溜めが設けられているか

(1) 写真撮影にあたっての注意事項

- ① 構造物の寸法測定写真撮影の時は、全てスタッフ・ポール等の測定器具をあて、構造物等の寸法を明確に読みとることができるようにするとともに、局部的な断面寸法とならぬ様に注意して延長 20m毎に位置表示して、断面等の測定を撮影してください。また、水平定規と垂直定規は、止金具等にて直角を保ち撮影するよう心掛けてください。
- ② 完了後に確認できないものについては、撮影時期を失しないように注意してください。
- ③ 擁壁高等、構造物の高さ等が変化する場合、変化点ごとにそれぞれ撮影してください。
- ④ 鉄筋は、組み立て完了時に配筋のピッチと本数及び径が明確になるように撮影してください。
- ⑤ 盛土は、転圧状況(まき出し厚さ 30 cmごと)が分かるように各層毎に撮影してください。
- ⑥ その他の注意事項
 - ・ 各写真は照合記号及び説明事項を写真台帳に記入してください。
 - ・ 写真の大きさはL版サイズ以上としてください。
 - ・ 写真は鮮明なものとしてください。

参考 県規則（抜粋） ※市規則については、各市の規則をご確認ください。

第二十条 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事が次の各号に掲げる工程に至ったときは、当該各号に掲げる事項を明らかにした写真その他の資料を作成し、当該工事の完了後、法第十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による完了検査の申請と同時に知事に提出しなければならない。ただし、法第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定による定期の報告において当該資料を提出した場合を除く。

- 一 擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。第三号において同じ。）の基礎の床掘り及び型枠の組立てが完了したとき 寸法、形状及び位置
- 二 鉄筋コンクリート造の擁壁その他の構造物の配筋が完了したとき 寸法及び位置
- 三 擁壁等の高さが、計画高の二分の一の工程に達したとき 壁体の厚さ又は組積材裏込栗石の厚さ及び擁壁の背面に透水層を設けた場合は、透水層の厚さ
- 四 排水施設のうち、地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了し、土砂の埋め戻し直前となったとき 形状及び位置
- 五 その他施工段階で工事完了後外部から確認できなくなるとき 寸法、形状、位置等

2 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に高さ三メートルを超える擁壁が含まれる場合は、前項第一号から第三号までに規定する工程に達する七日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

3 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、土石の堆積に関する工事が次の各号に掲げる工程に至ったときは、当該各号に掲げる事項を明らかにした写真その他の資料を作成し、速やかに知事に提出しなければならない。

- 一 堆積した土石の崩壊を防止するための措置（鋼板等の設置）が完了したとき 寸法、形状及び位置
- 二 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置（鋼矢板等の設置）が完了したとき 寸法、形状及び位置

4 略

3.20 許可申請書へ記載する面積の取扱い（届出書についても許可申請書に準じる）

許可申請書の5欄と10-ロ欄（土石の堆積の場合は7-ロ欄）は、原則、同じ面積となります。

ただし、既存擁壁上の敷地で造成を行う場合や、土石の堆積で空地を確保する場合など、許可申請に関連する盛土・切土等を行わない土地がある場合は、その関連する土地の範囲は申請書5欄の面積に含めてください。その場合は、盛土・切土等を行わない土地も土地所有者等の同意が必要となります。（届出の場合は、同意不要です）

なお、手を加えない既存擁壁等は、原地盤の一部として考慮し、安全性の確認を行う必要はありますが、必ずしも擁壁等としての技術的基準への適合までは求めません。一方で、許可申請書5欄の面積に含めたとしても、許可証をもって既存擁壁等が盛土規制法の技術的基準に適合するものとして取り扱うこともできません。

個別判断が必要となる場合がありますので、事前に許可権者へご相談ください。

4 その他の届出関係図書の作成

4.1 届出図書の作成上の注意事項

- (1) 提出部数は、次のとおりです。
 - ① 県に提出する場合（市町村を経由）…県用、市町村用の2部を、市町村の窓口に出
 - ② 岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市に提出する場合…市用の1部を、市の窓口に出
- (2) 届出図書の作成要領については次ページ以降を参照してください。
- (3) 届出図書の製本は、図書一覧表の番号順に整理してください。
- (4) 届出図書の大きさは、日本産業規格A4判（縦29.7cm×横21.0cm）としてください。ただし、設計図面は、A4判の大きさに折り込んで綴じ込むか、納袋してください。納袋する場合、中身の図面の目録を明示してください。
- (5) 設計図面は「2 設計図凡例」により作成してください。
- (6) 設計図面は作成者（設計者）の資格及び氏名を記入したものを提出してください。

4.2 規制区域指定時点で工事中の場合の工事の届出

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事〉

番号	届出図書	書類の 要否		根拠規定	作成要領
		※1	※2		
届出書等関係書類	1	届出書	○	○	省令52条1項 省令82条1項 様式第十五
	2	委任状	※	※	・任意様式 ・申請の手続きを第三者に委任する場合は添付 ・受任者の氏名、行政書士登録番号、事務所名、事務所の登録番号、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等の連絡先を記入 ・建築を伴う場合、建築士による代理も可能
	3	盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	○	○	省令52条2項 省令82条1項 ※1 県・市規則
	4	位置図	○	○	省令52条 省令82条 ※1 県・市規則
	5	地形図	○	○	省令52条 省令82条 ※1 県・市規則
	6	土地の平面図	—	○	省令52条 省令82条
	7	断面図	—	○	県・市規則

番号	届出図書	書類の 要否		根拠規定	作成要領
		※1	※2		
					- 排水施設の位置 - 地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカー その他の土留の位置
8	その他知事（市長）が 必要と認める書類	○	○	県・市規則	

※1 ①～⑤の規模の場合

- ①盛土で高さ1m超の崖を生じる
- ②切土で高さ2m超の崖を生じる
- ③盛土と切土を同時に行い、高さが
2m超の崖を生じる（①、②を除く）
- ④盛土で高さが2m超となる（①、③を除く）
- ⑤盛土又は切土をする土地の面積が
500㎡超となる（①～④を除く）

※2 ①～⑤の規模の場合

- ①盛土で高さ2m超の崖を生じる
- ②切土で高さ5m超の崖を生じる
- ③盛土と切土を同時に行い、高さが
5m超の崖を生じる（①、②を除く）
- ④盛土で高さが2m超となる（①、③を除く）
- ⑤盛土又は切土をする土地の面積が
3,000㎡超となる（①～④を除く）

〈土石の堆積に関する工事〉

番号	届出図書	書類の 要否		根拠規定	作成要領
		※1	※2		
届出書等関係書類	1 届出書	○	○	省令52条3項 省令82条2項 様式第十六	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部 - 工事の別に応じた届出書を利用
	2 委任状	※	※		- 任意様式 - 申請の手続きを第三者に委任する場合は添付 - 受任者の氏名、行政書士登録番号、事務所名、事務所の登録番号、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等の連絡先を記入 - 建築を伴う場合、建築士による代理も可能
	3 土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	○	○	省令52条4項 省令82条2項 ※1 県・市規則	- 届出時点の現況写真 - 各写真の撮影方向がわかるよう地形図又は平面図へ記入
	4 位置図	○	○	省令52条 省令82条 ※1 県・市規則	- 次の事項を明示 - 縮尺 - 方位、道路及び目標となる地物 - 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の別
	5 地形図	○	○	省令52条 省令82条 ※1 県・市規則	2mの標高差を示す等高線の記入のある地図に次の事項を明示 - 縮尺 - 方位 - 土地の境界線（朱書き）
	6 土地の平面図	—	○	省令52条 省令82条	- 次の事項を明示 - 縮尺 - 方位 - 土地の境界線（朱書き） - 土石の堆積を行う土地の部分（最大堆積土量の範囲を淡緑色で着色表示）

番号	届出図書	書類の 要否		根拠規定	作成要領
		※1	※2		
					- 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 - 空地の位置及び寸法 - 柵その他これに類するものを設置する位置 - 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 - 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 - 断面図を作成した箇所に断面図と照合できる記号
7	断面図	—	○	県・市規則	- 次の事項を明示 - 土石の堆積を行う土地の地盤面 - 土地の境界線（朱書き） - 基準線 - 計画堆積高さ - 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置 - 空地の位置及び寸法 - 柵その他これに類するものを設置する位置 - 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置 - 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置
8	その他知事（市長）が必要と認める書類	○	○	県・市規則	

※1 ①～②の規模の場合

- ①最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となる
②最大時に堆積する面積が500㎡超となる

※2 ①～②の規模の場合

- ①最大時に堆積する高さが5m超かつ面積が1,500㎡超となる
②最大時に堆積する面積が3,000㎡超となる

4.3 規制区域指定時点で工事中の場合の工事の変更の届出（3.8 と同じ）

4.4 規制区域指定時点で工事中の場合の工事の廃止の届出（3.9 と同じ）

4.5 規制区域指定時点で工事中の場合の工事の完了届（3.17 と同じ）

4.6 擁壁等に関する工事の届出・公共施設用地の転用の届出 図書一覧表

番号		届出図書	根拠規定		作成要領
			擁壁等に関する工事	公共施設用地の転用	
届出書等関係書類	1	届出書	省令 55 条 省令 85 条 様式第十七	省令 56 条 省令 86 条 様式第十八	・ 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の 2 部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1 部
	2	委任状	県・市規則	県・市規則	・ 任意様式 ・ 申請の手続きを第三者に委任する場合は添付 ・ 受任者の氏名、行政書士登録番号、事務所名、事務所の登録番号、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等の連絡先を記入
	3	工事を行おうとする（転用する）土地及びその付近の状況を明らかにする写真	県・市規則	県・市規則	・ 届出時点の現況写真 ・ 各写真の撮影方向がわかる図書を添付
	4	位置図	県・市規則	県・市規則	・ 明示事項 ・ 縮尺 ・ 方位、道路及び目標となる地物 ・ 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の別 ・ 土地の境界線（朱書き）
	5	地形図	県・市規則	県・市規則	・ 2 mの標高差を示す等高線の記入のある地図に次の事項を明示 ・ 縮尺 ・ 方位 ・ 土地の境界線（朱書き）
	6	土地の平面図	県・市規則	県・市規則	・ 明示事項 ・ 方位 ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 除却する擁壁等の位置及び名称 ・ 凡例（構造物種別で着色表示） ・ 現況線を細線で表示
	7	その他知事（市長）が必要と認める書類	県・市規則	県・市規則	

4.7 擁壁等に関する工事の変更の届出（3.8 と同じ）

4.8 擁壁等に関する工事の廃止の届出（3.9 と同じ）

4.9 擁壁等に関する工事の完了届（3.17 と同じ）

5 許可又は変更許可の規定に適合していることを証する書面の交付申請図書の作成

5.1 申請図書の作成上の注意事項

- (1) 提出部数は正本、副本の2部です（県へ申請する場合、直接県の窓口へ提出してください）。
- (2) 手数料は、県及び各市が定める方法により納付してください。
- (3) 申請図書の大きさは、日本産業規格A4判（縦29.7cm×横21.0cm）としてください。ただし、設計図面は、A4判の大きさに折り込んで綴じ込むか、又は納袋してください。納袋する場合、中身の図面の目録を明示してください。
- (4) 設計図面は作成者（設計者）の資格及び氏名を記入したものを提出してください。
- (5) 設計図書は、原則として、建築確認申請図書と同じものとしてください。

5.2 申請図書一覧表及び作成要領

添付書類	根拠規定等	作成要領
証明書交付申請書	省令88条	- 提出部数 正本1部、副本1部（計2部） - 提出先（県又は市）の指定用紙
各号に定める工事に該当することを証する書類	政令5条 一号（鉱山保安法関係） 二号（鉱業法関係） 三号（採石法関係） 四号（砂利採取法関係） 省令8条 一号（土地改良法関係） 二号（火薬類取締法関係） 三号（家畜伝染病予防法関係） 四号（廃棄物処理法関係） 五号（土壤汚染対策法関係） 六号（放射性物質汚染対策特別措置法） 七号（森林作業道等を整備する工事）	証明を求める根拠規定に応じた各書類を添付
- 現況写真 - 位置図 - 地形図 - 土地の平面図 - 土地の断面図 - 丈量図	省令8条 九号（宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが2m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないもの） 十号 イ及びロ（土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの又は土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの）	
- 主となる本体工事の施行範囲・工事期間が読み取れる工事施工計画書その他の書類 - 現況写真 - 位置図 - 地形図	省令8条 十号 ハ（工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの）	

